

# 令和7・8年度取手市競争入札参加資格審査

## 追加受付申請書提出要領

令和7・8年度において、取手市が発注する工事の請負、設計・測量・地質調査等の業務委託、物品・役務の提供等の契約に係る競争入札に参加を希望する方は、次により申請書類を提出してください。

### 1. 提出要領

(1) 申請書記載事項の基準日は次のとおりです。

ア. 工事又は製造の請負

申請書提出日の直前の営業年度の終了日

(経営規模等評価結果通知書の審査基準日と同じ) とします。

イ. 設計・測量・地質調査等の業務委託

申請書提出日の直前の営業年度の終了日とします。

ウ. 物品・役務の提供等

**令和8年7月1日**とします。

(2) 提出部数は、申請を希望する団体につき1部とします。

(3) **全業者(市内・市外問わず)、郵送又は信書便(簡易書留又はレターパック可)による提出のみの受付します。**

(4) 電算入力用紙(物品・役務等)に記載する「業種コード・業種名」については、**別表□「業種コード表」**を参照してください。

(5) 受付期間終了後の申請は受付しません。

(6) 次の各号の一に該当する者は、入札参加資格がありません。

ア. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ. 地方自治法施行令第167条の4第2項(同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされた者で同項の期間を経過していない者

ウ. 建設工事にあつては、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者並びに同法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

エ. 測量にあつては、測量法第55条第1項の規定による登録を受けていない者

オ. 建築士事務所にあつては、建築士法第23条第1項の規定による登録を受けていない者

- カ. 不動産鑑定業者にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定による登録を受けていない者
- キ. 土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査士法第8条第1項の規定による土地家屋調査士名簿に登録を受けていない者
- ク. 司法書士にあつては、司法書士法第8条第1項の規定による司法書士名簿に登録を受けていない者
- ケ. 計量証明事業所にあつては、計量法第107条の規定による登録を受けていない者
- コ. 登録・免許又は許可を営業の要件とする業種について、登録・免許又は許可を受けていない者  
  - ※別表□「登録・免許又は許可を必要とする業種一覧」をご参照ください。
- サ. 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款に協同受注についての定めがない者
- シ. 諸税（競争入札参加提出要件の諸税）を完納していない者
- ス. 銀行取引停止を受ける等経営状況が著しく不健全であると認められた者
- セ. 申請書及びその添付書類に虚偽の申請をした者又は重要な事実について記載をしなかった者
- ソ. 営業に関し、法律上必要とする資格を有しない者
- タ. 建設工事の場合にあつては、加入義務のある「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」（以下「社会保険等」という。）に加入していない者

## 2. 競争入札参加資格の有効期限

登録された競争入札参加資格の有効期限は、令和7・8年度における資格を認定した日から令和9年3月31日までの期間です。ただし、次期の有資格者名簿が作成されるまで延長することができるものとします。

## 3. 受付日程

### (1) 日程

申請区分		日程
全業者 (郵送のみ)	全業種	令和8年 8月3日(月) から 令和8年 8月5日(水) まで

## 4. 提出方法

全業者（市内・市外問わず）、郵送又は信書便（簡易書留又はレターパック可）による提出のみの受付します。

- (1) 郵送又は信書便等による申請書提出は、返信用の封筒（定形封筒に返信先宛名を記入し切手を貼る。）を必ず同封し、申請書類の封筒に資格審査申請書類在中と明記してください。
- (2) 申請書類の記載内容に不備や不足書類のないように注意してください。記載内容の不備や不足書類があった場合は受付しません。申請書類に不備や誤記等がない場合には、後日、受付票を発送します。
- (3) 郵送又は信書便等による提出は、令和8年8月5日当日消印有効とします。なお、期限を過ぎた日付での申請は受付しませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 郵送先

〒302-8585 茨城県取手市寺田5139番地  
取手市役所 財政部管財課 契約係

## 5. 業者名簿の公表

有資格者業者名簿については、閲覧希望者を対象に公表します。したがって、当該公表を拒否する者は一切受付しません。申請書が提出されたときは、当該公表に同意したものとみなします。なお、有資格者と決定された後に当該公表を拒否したときは、当該有資格者の認定を取り消すこともあります。また、提出された書類の記載事項について、情報公開条例に基づく情報開示請求がなされた場合には、同条例等に基づく対応をいたします。

## 6. 変更等の届出

申請書提出後、その内容に変更が生じたときには、速やかに必要書類を添えて管財課・契約係に変更の届出をしてください。（提出先につきましては本要領「10. 問合せ先」をご参照ください。）

## 7. 提出書類

- (1) 申請書の様式は、指定様式（ホームページよりダウンロード）を使用してください。（中央公共工事契約制度運用連絡協議会等の統一様式可）

(2) 各書類は、提出書類一覧表の番号順に並べ、A4版の個別フォルダーに入れて提出してください。

(3) 電算入力用紙（独自様式）は、ホームページよりダウンロード(A3サイズに拡大)してください。

提出書類一覧表

番号	書類名	建設工事	測量・設計 コンサルタント等	物品・役務 の提供等
1	電算入力用紙（取手市様式）	○	○	○
2	競争入札参加資格審査申請書（実印押印）	○ 様式 1-1, 2	○ 様式 1-1～3	○ 様式 1-1～3
3	業態調書（測量・建設コンサルタント等）		○ 様式 1-3-付表	
4	印鑑証明書（写し可）	○	○	○
5	委任状（年間委任する場合のみ）	○	○	○
6	使用印鑑届（実印と異なる場合のみ）	○	○	○
7	主要取引金融機関一覧	○ 様式 2	○ 様式 2	○ 様式 2
8	営業所一覧表	○ 様式 3	○ 様式 3	○ 様式 3
9	営業拠点に関する調書	○ 様式 3-付表	○ 様式 3-付表	○ 様式 3-付表
10	経営規模等評価結果通知書等（写し）※注①	○		
11	社会保険等の加入が確認できる書類 （経営規模等評価結果通知書等にて 確認できない場合のみ）※注①	○		
12	社会保険等の加入義務がないことの誓約書 （経営規模等評価結果通知書等にて 確認できない場合のみ）※注①	○ 様式 7		
13	工事経歴書（直前2年間）	○ 様式 4		
14	測量等実績調書（直前2年間）※注②		○ 様式 4	
15	物品・役務の提供等実績調書（直前2年間）			○ 様式 4

16	技術職員名簿（経営規模等評価結果通知書等の申請時の技術職員名簿）	○		
17	登録・免許又は許可等一覧			○ 様式 5-1
18	許可・登録証明書又は免許証等の写し	○	○	○
19	技術者経歴書 ※注②	○ 様式 5	○ 様式 5	○ 様式 5-2
20	財務諸表（決算書・直前1年間） ※注②		○	○
21	納税証明書（写し可） ※注③	○	○	○
22	登記簿謄本（写し可） ※個人の場合は身分証明書	○	○	○
23	建設業退職金共済制度等の加入証明書（写し） ※注④	○		
24	代理店・特約店証明書（写し）			○
25	取扱い品目一覧表（カタログ等）			○
26	返信用封筒1部	○	○	○

※注① 建設工事については、技能労働者の就労環境の改善を図るため、「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」（以下「社会保険等」という。）に加入していることを資格審査申請の要件とします。

#### 社会保険等加入状況の確認方法について

社会保険等の加入状況については、資格審査申請時に提出する経営規模等評価結果通知書等の「その他の審査項目（社会性等）」欄にて確認します。

・すべての社会保険等の加入の有無が、「有」又は「除外」となっている場合は、資格審査申請を受付します。

・いずれかの社会保険等の加入の有無が、「無」となっている場合は、受付しません。ただし、未加入の保険ごとに下記の書類等（加入若しくは加入義務がないことが確認できるもの）を提出すれば受付します。

- (1) 「健康保険」「厚生年金保険」領収書の写し
- (2) 「健康保険」「厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- (3) 「健康保険」「厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- (4) 「雇用保険」領収済通知書の写し及び「雇用保険」労働保険概算・確定保険申告書の写し
- (5) 「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- (6) 社会保険の加入義務がないことの誓約書（様式7）

※注② 土木関係コンサルタント、地質調査又は補償関係コンサルタントについては、建設コンサルタント登録規程第2条第1項、地質調査業者登録規程第2条第1項及び補償コンサルタント登録規程第2条第1項に基づく登録業者であるときは、「現況報告書の写し」を添付することにより、「測量実績調書」、「技術者経歴書」及び「財務諸表」の添付を省略しても差し支えありません。

※注③ 納税証明書

区 別	税 目 別	区 分
法人の場合	法人税，消費税及び地方消費税	国税
	法人県民税及び法人事業税	茨城県税
	法人市民税，固定資産税，軽自動車税， 市民県税（特別徴収分）	取手市税
個人の場合 (代表者のみ)	所得税，消費税及び地方消費税	国税
	個人事業税	茨城県税
	市県民税，固定資産税，軽自動車税， 国民健康保険税，市県民税（特別徴収分）	取手市税

- 国 税・・・全者（ただし，消費税及び地方消費税は免税業者を除く。）
- 茨城県税・・・茨城県に対し納税義務がある方のみ
- 取手市税・・・取手市に対し納税義務がある方のみ

ア. 国税の納税証明書は、「未納のないことの証明」で提出してください。

- ・法人⇒「納税証明書（その3の3）」
- ・個人⇒「納税証明書（その3の2）」

イ. 茨城県税の納税証明書は、「未納のないことの証明」様式第40号の4（ア）で提出してください。

ウ. 取手市税の納税証明書は，入札参加資格審査申請用「証明願」で提出してください。

エ. 各納税証明書は，申請書提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

オ. 各納税証明書の提出がない場合は，受付しませんのでご注意ください。

カ. 設立後間もないため，取手市税がまだ課税されていない場合は，法人設立等に関する申告書の写しを提出してください。ただし，市内業者扱いは納税証明書を提出してからになります。

※注④ 経営規模等評価結果通知書にて建設業退職金共済制度加入が無の場合のみ提出必要となります。

## 8. 次回受付のお知らせ

今回は、令和9・10年度登録に係る定期受付を令和9年1月頃を実施する予定です。  
詳細につきましては令和8年12月頃にホームページ等でお知らせします。

## 9. 問合せ先

〒302-8585

茨城県取手市寺田5139番地

取手市役所 財政部管財課 契約係

電話番号：0297-74-2141（内線1611，1612）